

令和6年3月27日(水)に保護具着用管理責任者教育を開講します

- 本年度の年間講習計画を変更し、会員の皆様方からご要望が寄せられている「保護具着用管理責任者教育」(以下、「責任者教育」と記します。)を令和6年3月27日(水)に開講します。
- 令和6年4月1日に施行される労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、化学物質のリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときは、「保護具着用管理責任者」(以下、「管理責任者」と記します。)の選任が義務付けられ、有効な保護具の選択や保守管理などを担当させなければなりません。
- また、作業環境測定を実施した結果、第3管理区分となり、作業環境管理専門家から改善が困難であると判断された作業場も、管理責任者を選任する必要があります。
- 管理責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」(以下、「知識経験者」と記します。)から選任する必要があります。具体的には次に掲げる資格者や要件・基準を満たす者が知識経験者に該当するとされています。

化学物質管理専門家 作業環境管理専門家 労働衛生コンサルタント
第1種衛生管理者 衛生工学衛生管理者
一部の作業主任者(有機溶剤、特定化学物質、鉛など)
安全衛生推進者
- 上記の知識経験者に該当する者の中から管理責任者を選任できない場合は、今回ご案内している責任者教育を受講した者の中から選任する必要があります。
- また、施行通達においては、「知識経験者に該当するとして管理責任者に選任された者であっても、責任者教育を受講することが望ましい。」とされています。
- 令和6年2月1日から募集を開始します。なお、責任者教育は来年度(令和6年度)も2回程度、平日講習(火曜日または水曜日)にて実施する予定です。保護具の重要性や具体的な着用方法などを学ぶことができますので、管理責任者に限らず、一般作業者に付きましても、積極的な受講をお願いします。
- 責任者教育のカリキュラム(通達で示された所要時間等)は次のとおりです。

1 保護具着用管理	30分
2 保護具に関する知識	3時間
3 労働災害防止に関する知識	1時間
4 関係法令	30分
5 保護具の使用等方法(実技)	1時間
<総所要時間 6時間 休憩等を除く>	

【根拠法令等】

労働安全衛生法第57条の3

労働安全衛生規則第12条の6

令和4年5月31日基発0531第9号

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」

令和4年12月26日基安化発1226第3号

「保護具着用管理責任者に対する教育の実施について」